平成２４年（フ）第１０２号
北海道夕張郡栗山町松風４丁目20番地７　ハイツ寿５号
債務者　市川　忠義
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３７２号
神奈川県厚木市下荻野1073番地５　レオパレスパテオ105
債務者　今津真紀子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５３６号
神奈川県厚木市関口230番地７、旧住所東京都中野区上高田５丁目28番９号
債務者　田中奈緒美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６２４号
神奈川県小田原市**蓮**正寺513番地　エンジェルハイムＣ102、前住所神奈川県小田原市**蓮**正寺966番地の９　サユリマンション302号
債務者　市川　明彦
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６５号
静岡県富士市浅間本町６番２号　シティハイム岳見103号、前住所静岡県富士市中央町２丁目５番７―106号
債務者　小野　由美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３６１号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地24棟308号
債務者　江尻　　進
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３６２号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地24棟308号
債務者　江尻喜美子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４９１号
大阪府泉南郡岬町淡輪4887番地の２、前住所大阪市生野区巽北３丁目14番24号フロムエヌズ北巽902号
債務者　梶田　勝美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５７７号
大阪府泉大津市曽根町１丁目10番22号、住民票上の住所大阪府高石市西取石１丁目20番２―504号
債務者　山根　綾香
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５８６号
大阪府貝塚市王子892番地１棟104号
債務者　佐藤　敬子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５９２号
大阪府岸和田市作才町１丁目２番12―305号
債務者　近藤　育代
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５９４号
大阪府泉大津市助松団地１番５―505号
債務者　佐藤　隆夫
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５９５号
大阪府泉南市岡田７丁目1690番地２棟203号、前住所大阪府泉南市男里７丁目６番12号
債務者　髙橋ゆかり
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６０５号
大阪府岸和田市小松里町2454番地の４
債務者　森下めぐみ
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６０６号
大阪府泉南市樽井８丁目８番１―110号、前住所大阪府泉南市樽井８丁目11番10―403号
債務者　中原　正清
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
香川県東かがわ市横内271番地９
債務者　中濱美津子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係